

社会福祉法人訪問の家 横浜市桂台地域ケアプラザ
指定介護予防支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人訪問の家が開設する横浜市桂台地域ケアプラザ指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 横浜市桂台地域ケアプラザ
- 二 所在地 横浜市栄区桂台中 4-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務 1名）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供にあたる。管理者が不在の場合は、あらかじめ指名している担当職員がその業務を代行する。

- 二 担当職員 4名（常勤専任 1名、兼任 3名）
- 三 事務職員 1名（非常勤 1名）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び機関を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業所等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- 五 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 六 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

横浜市 栄区	桂台北、桂台中、桂台西、桂台東、桂台南、公田町の一部
-----------	----------------------------

(苦情処理)

第9条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向け

て調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（緊急時等における対処方法）

第 11 条 当事業所は利用者に対するサービスの提供時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 12 条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

一 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。

二 成年後見制度の利用を支援すること。

三 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（感染症に関する事項）

第 13 条 当事業所は事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 14 条

当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必

要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 か月以内

二 継続研修 年 2 回

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市桂台地域ケアプラザ
所在地	横浜市栄区桂台中4-5
事業者指定番号	神奈川県 1403500026号
管理者・連絡先	野原 良江 Tel 045-897-1111
サービス提供地域	横浜市栄区公田町の一部、桂台北 桂台東、桂台中、桂台南、桂台西

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名
	保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー・ 介護予防支援従事者は、要援護者等からの相談に応ずるとともに、介護予防支援事業計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	3 名 (兼任3名)

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
12月29日から1月3日までを除く毎日。	午前8時30分から午後5時30分まで 但し、日曜・祝祭日は 午前8時30分から午後5時00分まで

4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援事業への、利用者の負担は原則としてありません。
- (2) 事業者の担当圏域を越える、地域に訪問、出張する必要がある場合には、その交通費の支払いが必要となります。

5 当事業所のサービスの方針等

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

(1) 介護予防支援計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。

(2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に介護予防支援サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。

(3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供の調整に努め、介護の予防に資するように十分配慮いたします。

(4) 事業所は、介護支援事業職員等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修 採用後3ヶ月間は研修期間とする。

イ 定期研修 年2回以上。

(5) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しています。

6 市町村への届出

この介護予防支援サービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続き等については、担当者もしくは介護支援専門員にご相談ください。

7 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の保護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(3) 利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録します。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 勝呂 朋子
-------------	----------

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関	医療機関名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

9 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	電話番号 045-897-1111 Fax番号 045-897-1119 担当者 井上 麻由美
---------	---

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 栄区役所高齢障害支援課	所在地 横浜市栄区桂町303-19 電話番号 045-894-8547
はまふくコール 横浜市高齢者施設等苦情相談等受付窓口運営事業	所在地 横浜市中区本町6丁目50-10 電話番号 045-263-8084
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447

- 第三者委員

大森 真由美 麦倉 泰子 清水 紀人	栄区在住 地域活動者 関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授 公益財団法人かながわ国際交流財団 職員
--------------------------	---

10 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 訪問の家
代表者名	理事長 名里 晴美
本部 (所在地・電話)	横浜市栄区桂台中4-7 045-897-1111
業務の概要	生活介護事業所「朋」「朋第2」「集」の運営 地域活動ホーム「サポートセンター径」「サポートセンター連」の運営 相談支援・後見的支援事業「径・さかえ次世代交流ステーション」 「旭区基幹相談支援センター・旭区障害者後見的支援室絆」の運営 横浜市多機能型拠点「郷」の運営 診療所「朋診療所」「郷診療所」の運営 共同生活援助（障害者グループホーム）「きゃんばす」「はびねす」「ふぉーびーす」「コム」「からーず」「ハイビスカス」「どリーむはんず」「トポス」「アレグリア」「ひいらぎ」「オハナ」「ファイン西が丘」 「ファイン鶴ヶ峰」の運営 横浜市地域ケアプラザ「横浜市根岸地域ケアプラザ」「横浜市桂台地域ケアプラザ」の運営 居宅介護事業「ヘルパーステーションさくら草」「特定指定相談事業所PAC」の運営 サービスB通所型事業所「花かご」の運営
事業所数	27箇所

11 介護予防ケアプラン原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名			
所在地			
事業者指定番号	第		号
管理者・連絡先			
サービス提供地域			

【 説明確認欄 】

年 月 日

介護予防支援にかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者名（指定登録番号）横浜市桂台地域ケアプラザ（第1403500026号）

説明者

（業務委託先居宅介護支援事業者）

所在地

事業者名

担当介護支援専門員

※居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防ケアプラン原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入。

介護予防支援に係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者氏名

代理人又は立会人

氏名